

松江市要保護児童対策協議会設置運営要綱

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、要保護児童（法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいい、法第 31 条第 4 項に規定する延長者及び法第 33 条第 8 項に規定する保護延長者を含む。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（法第 6 条の 3 第 5 項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）（以下「支援対象児童等」という。）への適切な支援を図るため、松江市要保護児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、法第 25 条の 2 第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる事務を行うことができる。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事務

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成する。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、市長が指名し、その任期は原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(スーパーバイザー)

第 5 条 市長は、児童相談所に職員として勤務経験のある者、学識経験者その他の適当と認める者を協議会のスーパーバイザーとして選任することができる。

- 2 スーパーバイザーの任期は、原則 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 スーパーバイザーは、次に掲げる事項に関し市から相談を受け、助言を行う。
 - (1) 児童虐待（疑いがある場合を含む。）の事例に関する状況の確認
 - (2) 個別の事例に対する援助方針及び支援内容

- (3) その他児童虐待の防止、支援対象児童等に対する支援等のために必要な事項
- 4 スーパーバイザーは、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を構成員とする会議を設置する。

- (1) 代表者会議 構成機関等の代表者
- (2) 実務者会議 構成機関等の実務を担当する者（以下「担当者」という。）
- (3) 個別事例検討会議 個別の支援対象児童等について、直接関わりを有し、又は今後関わりを有する可能性がある構成機関等の代表者又は担当者

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (4) その他代表者会議の設置目的を達成するために必要な事項

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を支援対象児童等の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 支援対象児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

(個別事例検討会議)

第9条 個別事例検討会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

- (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。
- (4) 個別の支援対象児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) その他個別事例検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 協議会は、個別事例検討会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第6条第3号に定める個別事例検討会議の構成員以外の者に対し、個別事例検討会議に出席を求めて意見を徴することができる。この場合において、求めに応じて出席した者に対し、市長は、個別事例検討会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、松江市健康福祉部家庭相談課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第11条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
 - ア 協議会の会議の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。
 - イ 協議会の会議の議事の運営に関すること。
 - ウ 協議会の会議に係る資料の保管に関すること。
 - (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。
 - イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。（個別事例検討会議における事例の再検討を含む。）
 - (3) 代表者会議、実務者会議及び個別事例検討会議の招集その他の協議会及び協議会の会議の庶務に関すること。
- 2 要保護児童対策調整機関は、第6条各号に定める関係機関等の代表者又は担当者の承認を得て、その名称又は氏名を搭載した名簿を作成し、当該要保護児童対策調整機関に配置するものとする。
- 3 前項の名簿への名称又は氏名の搭載期間は、原則2年とする。ただし、再登載を妨げない。

- 4 前項の搭載期間の中途において当該搭載された者がその職を退いた場合、当該関係機関等はその後任となる者を選出し、要保護児童対策調整機関に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 協議会の会議の構成員は、法第 25 条の 5 の規定により、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 関係機関等が法第 25 条の 5 各号のいずれかに該当するかの別は、別表に定めるところによる。

- 3 協議会が法第 25 条の 3 第 1 項の規定に基づき関係機関等以外の関係機関、関係団体又は児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対して相互に情報を交換する等の協力を要請するに当たっては、当該要請に併せ、要請に応じた場合は、法第 25 条の 5 の規定による守秘義務が課せられることを説明するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 8 月 30 日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、初年度の任期を平成 17 年 8 月 30 日から平成 19 年 3 月 31 日とする。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 11 条関係）

関係機関等の名称等	法第 25 条の 5 各号のいずれかに該当するかの別
松江市健康福祉部 松江市子育て部 松江市教育委員会 松江市小学校校長会 松江市立病院 松江市幼稚園・子ども園園長会 松江市中学校校長会 松江市青少年支援センター 松江市男女共同参画センター 松江警察署 島根県女性相談センター 松江人権擁護委員協議会 島根県中央児童相談所	第 1 号
松江市医師会(精神科) 松江市医師会(小児科) 松江市歯科医師会 松江赤十字病院 児童養護施設 松江赤十字乳児院	第 2 号
松江市保育研究会 松江地区里親会 松江市民生児童委員協議会	第 3 号

松江市母子保健推進員協議会